



税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、
申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、
租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

「税理士法第1条」



あなたの暮らしのそばにいる

中国税理士会



©税理士会広報キャラクター
にちぜいくん

Chugoku Certified Pubric Tax Accountants' Association

税理士のこと、ご存知ですか？

税理士は、独立した公正な立場で、税金についての相談に応じ(③税務相談)、税務書類を作成し(②税務書類の作成)、納税者のために責任をもって税務の代理(①税務代理)をします。以上は、「税理士又は税理士法人でない者は別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。(税理士法第52条)」とされています。その他にも、次のような仕事(④～⑧)を行っています。

こうした業務を行うにあたっては、事務におけるICT技術の積極的な利用を通じて、納税義務者の利便の向上と業務の改善を図っています。

税理士の仕事

1 税務代理

法人や個人の税に関わる申告・申請・請求や不服申し立て、税務調査の立会い、その他の税務手続きについて代理します。

5 経営指導

中小企業の経営に関する様々な相談に応じます。認定支援機関としても企業をサポートします。

2 税務書類の作成

確定申告書、各種申請書、届出書、その他税務署などに提出する書類を納税者に代わって作成します。

6 公益的業務

地方公共団体の外部監査制度や成年後見制度及び登録政治資金監査人制度などの担い手として、社会に貢献します。

3 税務相談

申告書作成や計算の仕方に関する疑問点、不明点について、税の専門家として相談に応じます。事前の相談、対策が重要です。

7 補佐人制度

税務訴訟において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、陳述します。

4 会計業務

決算書の作成、元帳・試算表の作成など、納税者に代わって行います。

8 会計参与

会社の取締役と共同して計算書類などを作成します。会計参与制度を導入することにより、会社の計算書の正確性及び信頼性が向上します。



税理士バッジの由来

昭和31年の税理士法改正に伴い、新たに日本税理士会連合会が設立されたのを機に統一マークを制定したもので、当時の大蔵省造幣局作成の「桜花の図」を採択しました。

会章の外側を縁どる円は、日本の『日』を示し、日を追って限りなく進行(隆昌)することを意味しています。紋様の桜は日本の国花である桜をあしらっています。また、章意は税の公正は税理士の手で、桜花は大蔵省、すなわち税を表し、日輪は日本税理士会連合会と公正を表します。

すべての税理士は、税理士会に所属しています

税理士会は、税理士法によって、税理士の指導・連絡・監督を行う団体として設立され、現在全国で15の会があります。全国で約87,500、中国地方では約3,500の税理士及び税理士法人が活躍しています。(令和4年8月末日現在)



税務の専門家集団として国民の信頼に応えます

中国税理士会は、税理士法により設立された特別な法人です。税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、支部、会員に対する指導、連絡、監督に関する事務を行うことを目的としています。

広島国税局管内の広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県に有する税理士と税理士法人で組織された税理士会で、日々の活動を展開しています。

申告納税制度の理念にそって適正な運営と会員の資質向上に努めています

納税義務者の信頼に応え、社会に貢献することが税理士の職能と職責であると自覚し、会員の資質向上に努めるとともに、申告納税制度の適正かつ円滑な運用のため、様々な活動を行っています。また、国等に対して税制に関する建議を行っています。

税理士会の活動

1. 税務支援

小規模納税者等に対し、無料相談などを実施し社会に貢献しています。

- ・「税金相談センター」を設け、税金に関する様々な質問に電話でお答えしています。
- ・毎年、確定申告期(1月下旬～3月中旬)や、税を考える週間(11月11日～17日)に、中国地方各地で無料相談所を設けて、相談に応じます。

税金相談センター



ゼイキン クニナラナイ ミナオッケー

0120-927-370

2. 意見書要望

国、地方自治体、政党などに対して、毎年、税制の改善などについて建議や要望をしています。

3. 広報活動

ホームページにより税に関する有益な情報を発信するとともに、「税理士記念日(2月23日)」に無料相談会を開催して税理士制度のPRを行っています。

また会員向けに機関誌を発行し、情報の周知を図っています。

4. 租税教育

申告納税制度の維持発展のため、児童・生徒・学生・社会人を対象に租税教育を行っています。

5. 会員研修

税法の改正、ICT社会への潮流、経済環境変化の中、社会から信頼される税理士を目指し、税理士資質の維持向上を図るため、研修を実施しています。

6. 国際交流

1996年の友好協定締結により、大韓民国・^{テグ}大邱地方税務士会と相互が定期的に訪問し、意見を交換しています。

7. 公益活動

「成年後見支援センター」を設置し、成年後見に関する相談に応じます。

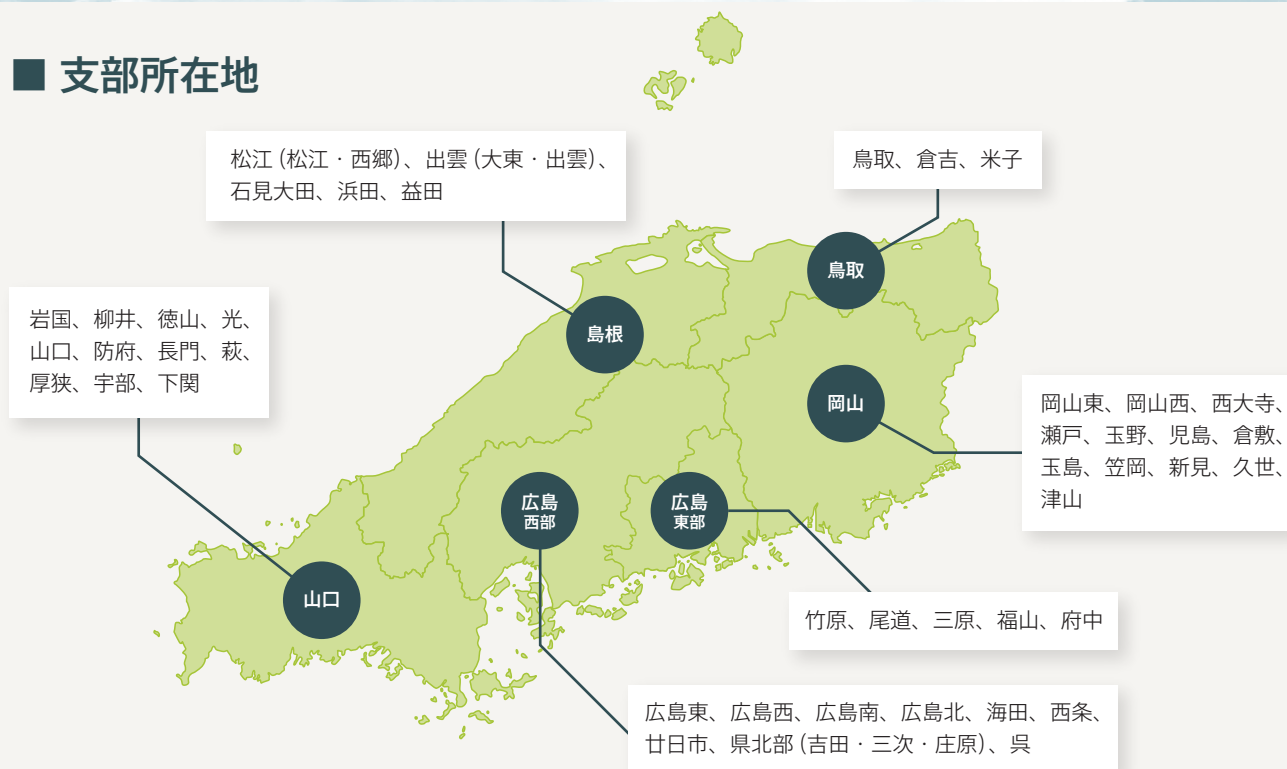
成年後見支援センター

広島 082-249-6229

岡山 086-233-1553

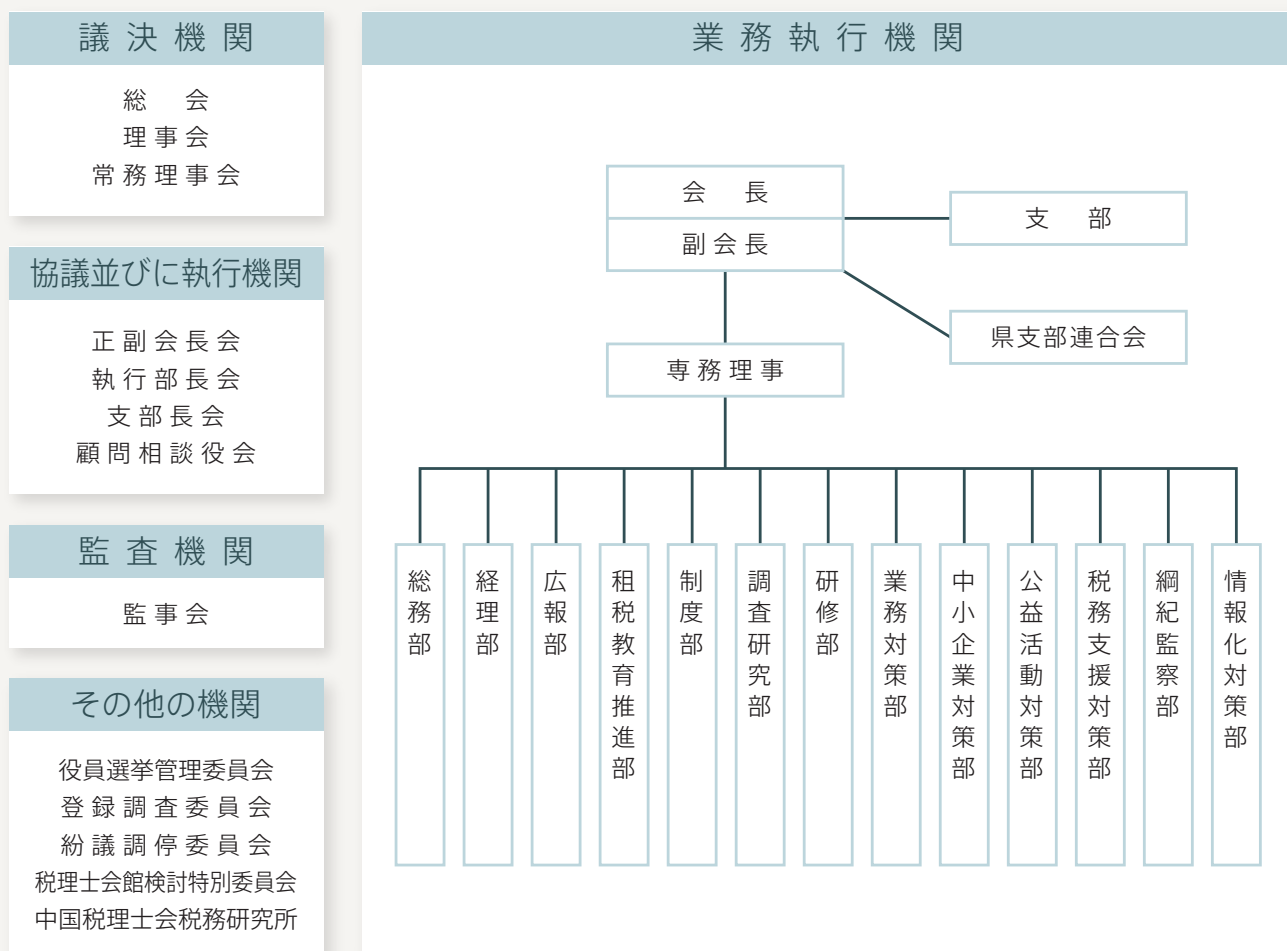
中国税理士会について

■ 支部所在地



広島国税局管内50税務署に45支部 ()内は税務署名

■ 中国税理士会機構図



■ 税理士制度・中国税理士会の沿革

明治29年
1896年

税務代理業の誕生

明治29年に日清戦争後の財政負担増を賄うため、営業税法が制定され、税務相談等を依頼する納税者が急増し、税務相談等を独立の業にする職業が生まれました。

昭和17年
1942年

税務代理士法の制定

昭和17年2月23日「税務代理士法」が制定され、わが国における税理士制度は、この法律により初めて確立されました。

広島税務代理士会設立

昭和26年
1951年

税理士法の制定

申告納税制度の採用に伴い、従来の税務代理士法に代えて、新たに「税理士法」が制定されました。税理士の職責、業務の範囲、税理士試験、税務調査における事前通知制度などについて詳細な規定が設けられました。

社団法人中国税理士会設立

昭和31年
1956年

税理士法上に基づく特別な法人として中国税理士会設立 (社団法人中国税理士会解散)

昭和50年
1975年

中国税理士政治連盟設立

昭和51年
1976年

中国税理士協同組合設立

昭和54年
1979年

中国税理士会館落成

昭和55年
1980年

税理士法の大改正

税理士の使命の明確化(中正の立場から独立した公正の立場へ)、業務範囲の拡大、助言義務に関する規定の新設など、署管轄区域ごとの支部の設置など、税理士法制定以降初めての大改正が行われました。

平成8年
1996年

各県に支部連合会を設置 大韓民国大邱地方税務士会と友好協定調印

平成9年
1997年

岡山県税理士会館落成

平成13年
2001年

税理士法の第4次改正

書面添付制度の拡充、税理士法人制度の創設、試験制度の見直し、業務報酬規定の会則からの削除、業務広告の原則自由化など21年ぶりの大改正が行われると共に、税理士は租税に関する事項について裁判所の許可を要することなく、弁護士である訴訟代理人とともに補佐人として裁判所に出頭し、陳述をすることができる出廷陳述権が創設されました。

平成20年
2008年

税金相談センター開設

平成25年
2013年

成年後見支援センター開設

平成26年
2014年

税理士法の第5次改正

租税教育への取り組みの推進、補助税理士制度の見直し、事務所設置の適正化など12項目について13年ぶりの大改正が行われました。

平成28年
2016年

中国税理士会税務研究所の開設

令和4年
2022年

税理士法の第6次改正

税理士の業務の電子化等の推進、税務代理の範囲の明確化、税理士試験の受験資格要件の緩和など12項目について大改正が行われました。

中国税理士会館

〒730-0036
広島市中区袋町4-15
TEL 082-246-0088

- JR広島駅からタクシーで約10分
- そごう広島店（広島バスセンター）から徒歩で約5分
- 袋町電停から徒歩で約1分



岡山県税理士会館

〒700-0807
岡山市北区南方1丁目2-7
TEL 086-233-1553

- JR岡山駅から徒歩で約15分



税金相談センター

＞ TEL 0120-927-370

〔月曜日から金曜日
午前10時から午後4時まで〕

成年後見支援センター

＞ TEL 082-249-6229
086-233-1553

〔毎週水曜日
午後1時から4時まで〕

中国税理士会



〒730-0036 広島市中区袋町4-15
TEL 082-246-0088
FAX 082-245-8377
<http://www.chuzei.or.jp/>